

秋田型農業インターンシップ実施要領

公益社団法人秋田県農業公社

1 目的

この事業は、農業に興味がある者や就農意欲のある者を対象に、秋田県の農業経営者の元で農業を体験する秋田型農業インターンシップ（以下「インターンシップ」という。）を実施することにより、秋田県の農業及び農業経営への理解を深めるとともに、秋田県で農業を開始したいという意識醸成を図ることを目的とする。

2 インターンシップ実施内容

次の内容を組み合わせて実施する。

（１）農作業体験

（２）研修プログラム

次のアからエのうち一つを選択することとする。また、オからクは参加者の希望により実施する。

ア 農業経営者の経営説明（講義）

イ 農業経営者の会社説明（講義）

ウ 先輩新規就農者の経営説明（講義）

エ 移住就農者との対談（講義）

オ 雇用就農者との対談（講義）

カ 販売方法の説明・見学

キ 農業研修生との対談（講義）

ク 秋田県の農業についての説明（講義）

3 実施期間等

実施期間は、１回あたり２日間以上５日間以内とする。また、同一の者が複数回の実施を希望する場合は合計で１５日間を限度に実施することができるものとする。

4 参加者の要件

参加者は次の要件を満たす者であること。

（１）秋田県で新たに農業を始めたい意欲を有すること、または農業に関心があり、秋田県での就農を視野に入れて農業に対する適性判断のために農業体験の希望を有すること。

（２）就農体験に支障のない健康状態である。

（３）満１６歳以上で、未成年者は保護者の同意がある。

5 参加者の責務

参加者は、実施期間中、受入経営体代表者等の指示に従いインターンシップに専念するとともに、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

（１）実施期間中に知り得た個人情報や受入経営体の業務上の機密及び受入経営体と取引する顧客情報等について、他に漏洩してはならない。

（２）受入経営体の信用を害し品位を傷つける行為、目的を逸脱する行為、その他不道德な行為、及び不法な行為をしてはならない。

（３）実施期間中に発生した事故等について、受入経営体に対し損害賠償その他一切の請求は

行わない。

- (4) (1) から (3) が遵守されない場合や参加者の健康状態及びインターンシップ実施地域の天候等によって受入経営体がインターンシップの継続が困難と判断した場合、中止することを了承する。

6 受入経営体の責務

受入経営体は、実施期間中、参加者に対して2に定める農作業体験及び研修プログラムを提供するとともに、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 研修プログラムのうち、農作業体験及び参加者が希望する内容の経営説明、会社説明、及び対談を実施する。
- (2) 農作業手順の説明、実演を行い、実際の作業に当たっては適宜助言・指導を行うものとする。
- (3) 農作業を行わせる際は、安全対策を講じる。特に、農業機械の運転や刃物の使用は、事前に操作手順等の指導を行うなどにより事故がないよう配慮する。
- (4) 賃金は支払わない。また、参加者の目的は就農体験であるため労働者として扱わない。
- (5) 参加者の個人情報、本人の同意なく公表、利用しない。
- (6) 参加者の健康状態や天候等によって、インターンシップ継続が困難な事態が発生した場合は、中止する旨を参加者と秋田県農業公社に伝える。
- (7) (1) から (6) が遵守されない場合、インターンシップが中止されることを了承する。

7 参加者滞在経費等の助成

参加者の滞在経費のうち、宿泊費及び宿泊先からインターンシップ実施場所までの交通費を助成する。居住地から通う場合は、インターンシップ実施場所までの交通費を助成する。

なお、交通手段は、公共交通機関や自家用車の利用を原則とするが、困難な場合はタクシーの利用も可能とする。

また、就農体験に際し、服装・靴は作業に適するものを参加者が持参する。特殊な衣類等が必要な場合は、秋田県農業公社が貸与する。

8 参加申込方法

参加希望者は、秋田型農業インターンシップ参加申込書（様式1）及び誓約書（様式2）を、希望する開始日の3週間前までに提出する。ただし、受入経営体の了承が得られる場合は期限よりも遅れての申し込みも受け付けることとする。

なお、申込者多数の場合、年度途中で募集を締め切ることがある。

9 参加者の選考

秋田型農業インターンシップ申込書（様式1）を基に面談または電話による聞き取りを実施し、参加者を選考する。4の参加者の要件を満たす場合は参加を認め、通知する。

10 受入経営体の決定

秋田型農業インターンシップ申込書（様式1）を基に参加者の希望する内容、地域に合致する受入経営体と調整のうえ、受入先を決定する。

なお、秋田型農業インターンシップ申込書（様式1）及び誓約書（様式2）の写しを、受入経営体代表あて提供するほか、関係機関に実施内容を通知する。

1 1 実施内容の報告

参加者は、実施後1週間以内に秋田型農業インターンシップ実施報告書（様式5）を提出する。

1 2 受入経営体の登録

秋田型農業インターンシップ受入申請書（様式3）による申請があり、承諾書（様式4）により受入経営体の責務を承諾した農業経営体について、県地域振興局の意見を聞き、適切な受入が見込まれる場合はインターンシップ受入経営体として登録し、参加希望者及び関係機関に情報提供する。

なお、受入経営体から登録取り下げの申し出があった時には登録を削除する。

1 3 研修プログラム実施に関する謝金について

2の（2）研修プログラムのうち、アからオは原則1名が対応し、受入経営体の代表が行うものは1回につき10,000円（税込）、従業員が行うものは1回につき6,000円（税込）とし、受入経営体に支払う。

また、キを行う農業研修生には、1回につき6,000円（税込）を支払う。

なお、参加者複数人が同時に参加し、同じ内容で実施した場合は1回の実施とみなす。

1 4 受入経営体及び農業研修生への旅費の支払いについて

研修プログラムを実施するために移動を要する場合は、「農業公社役職員の旅費に関する規定」に基づく旅費相当額を支払う。

1 5 傷害保険等の加入

実施期間中の事故等に備えた傷害保険等の加入は秋田県農業公社が手続きを行う。

参加者及び受入経営体は、事故等が発生した場合は秋田県農業公社に連絡することとする。

1 6 個人情報の管理

参加者及び受入経営体の個人情報は、公益社団法人秋田県農業公社個人情報保護規程に基づき適切に管理し、農業法人インターンシップの実施以外の目的で利用しないものとする。

1 7 その他

この要領のほか、事業を遂行するために必要な事項は、秋田県農業公社が別途定める。

附則

この要領は令和6年4月1日から施行する。

この要領は令和7年5月20日から施行する。